

1 経済の好循環

(3)生産性の向上 (4)カーボンリサイクル技術に係る実証研究の加速

国への提案事項

1 大崎上島のカーボンリサイクル実証研究拠点における革新的・先導的取組の拡大

- 大崎上島におけるカーボンリサイクル技術に係る実証研究の取組を、2050年に向けた長期的国家プロジェクトとして位置づけ、カーボンリサイクル技術に係る革新的、先導的な取組を拡大させること。
- 次世代火力発電の実証を行っている大崎クールジェンプロジェクトを令和7年度以降も継続し、高効率発電技術やCO₂分離回収技術などネットゼロカーボン火力発電技術の開発を一層推進すること。また、これまでの実証成果を積極的に国内外に情報発信させ、実証研究拠点も含めて、技術のさらなる普及拡大を促進すること。
- カーボンリサイクル実証研究拠点においては、早期の技術創出に向けて、研究強化が求められる中、現在の研究案件は令和6年度までとされているため、令和7年度以降の具体的な稼働計画を示すとともに、拠点の活性化に向けた今後のあり方を検討すること。

2 CO₂削減に寄与する製品の市場創出

- カーボンリサイクル技術の社会実装やカーボンリサイクル製品の普及を加速するため、民間企業が開発に取り組むインセンティブとして、公共調達の推進などのCO₂削減に寄与する製品の需要喚起策や海外展開の支援などの環境整備を進めること。

【提案先省庁：経済産業省】

1 経済の好循環

(3)生産性の向上

(4)カーボンリサイクル技術に係る実証研究の加速

広島県は、国の取組と連携し、カーボンニュートラルのショーケース化を目指します

現状／広島県の取組

- 大崎上島の「カーボンリサイクル実証研究拠点」では、これまで、基礎研究6件、実証研究4件、藻類研究1件の計11件の研究が実施されており、最先端技術を世界にアピールできるものとなっている。
- 広島県では、カーボンリサイクル関連技術の研究拠点化に向け、国の取組と一緒に、「広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想」に基づき、多角的な取組を推進している。
- 産学官による「広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会（通称CHANCE）」には、140を超える企業や研究者が参画しており、新規プロジェクト創出支援や会員同士のマッチング支援、次世代教育プログラムの提供などを実施している。
- また、県独自支援として、県内外の研究者やスタートアップ等を対象に、カーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度「HIROSHIMA CARBON CIRCULAR PROJECT」を実施しており、令和4年度は9件、令和5年度は14件と採択件数を拡大している。
- さらに、経済産業省が主催するカーボンリサイクル産学官国際会議が令和5年9月に初の地方開催として広島県で開催されるなど、国と連携して国内外に広く取組を発信している。

課題

- 気候変動問題への対応と産業振興、エネルギーの安定供給を同時に解決する必要があること。
- 難易度の高い技術開発・実用化を短期間で実現するためには、資金、人材等を集中し取り組む必要があること。
- カーボン・サーキュラー・エコノミーの実現には、カーボンリサイクル実証研究拠点の更なる発展が重要であるが、現状では令和7年度以降の稼働計画が不透明であること。
- 欧米を始め世界でカーボンリサイクルの取組が加速する中、我が国の競争力を高めるためには、政府投資の継続に加え、民間投資の促進が必要であること。

1 経済の好循環

(3)生産性の向上 ⑤カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業及び船舶産業等への支援

国への提案事項

カーボンニュートラル実現に向けた地域の実情に応じた支援

- カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出に向けて、自動車産業における車載用蓄電池及び関連部品並びに船舶産業の燃料転換等に係る研究開発、製造、それらの拠点整備に加え、地域企業に対する技術開発や人材の育成・確保、共用設備の整備等に係る支援を中長期的に行うこと。
- 地域の自動車産業や船舶産業の競争力強化に必要となるカーボンニュートラルなエネルギーの調達について、地域間格差が生じないよう支援すること。
- LCAによるカーボンニュートラル達成に向けた「自動車産業の電動化シフト」及び「造船産業の燃料転換」を進めるうえで、輸出産業が不利益を被らないように、諸外国の動向も踏まえたCO₂排出量の可視化の統一的なルールや規格の策定した上で、地域企業への普及を推進するための支援等を行うこと。

※LCA(Life Cycle Assessment): 製品やサービスのライフサイクルを通じた環境への影響を評価する手法

- 車体課税については、LCAによる環境性能評価を基準とした公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講じること。
- 小水力発電の導入促進のため、新工法の開発や設備の標準化等による導入コスト削減に向けた開発支援をすること。

【提案先省庁: 経済産業省、国土交通省】

1 経済の好循環

(3)生産性の向上

⑤カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業及び船舶産業等への支援

現状／県の取組状況等

《自動車産業の現状》

- 県内サプライヤーと完成車メーカーの合弁会社が設立されるなど、県内で電動駆動ユニットの開発・生産に向けた動きがある。

《船舶産業の現状》

- 県内造船企業による、水素船・LNG船等の次世代燃料船の開発が開始されている。

【県の取組状況】

- 本県では、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出実現のため、主要産業である自動車産業の電動化対応及び船舶産業の代替燃料への転換へ向けた支援に取り組んでいる。
- 特に、自動車産業の電動化に向けては、EV研究プロジェクトを立ち上げ、サプライヤーの技術提案力強化・開発人材の育成を推進している。

【カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業】

CNIに向けたワークショップの開催、実証支援など

【新たな価値づくり研究開発支援事業】

(補助率、限度額)

重点: 2/3以内、5,000万円

(デジタル化、CNIに係る新分野展開・事業転換)

一般: 1/2以内、5,000万円

【次世代ものづくり基盤形成事業】

自動車サプライヤーの技術シーズ探索等への支援・開発人材等の育成

- 本県では、地域に存在する未利用水力を活用した小水力発電の普及促進に取り組んでいるところである。

課題

- 車載用蓄電池をはじめ、電動化に係る主要な関連部品について、完成車メーカー周辺地域で開発・製造する必要があるが、電動化に向けて今後本格的に動き出す本県の実情を鑑みると、拠点整備には時間を要する。
- 本県では、サプライヤーの技術提案力強化に向けた支援を行っているところであるが、開発に取り組む地域企業では、「人材」、「資金」、「カーボンニュートラルなエネルギー」の確保が継続的な課題となっている。
- 地域産業がカーボンニュートラルを起点とした付加価値を創出し、国際競争力の向上を図っていくためには、国際的な動向を踏まえた統一的なルールや規格の早急な策定とその浸透が望まれる。
- 与党税制改正大綱においては、次のエコカー減税到来時(R8年4月末)までに自動車関係諸課税の見直しを進めることとしている。
- 小水力発電の普及に際して、水量があつても設置費用が高く採算性が取れないため、事業者等が関心があつても検討段階で頓挫するなど、導入が進んでいない。

1 経済の好循環

(3)生産性の向上 ⑥半導体産業に対する支援

国への提案事項

1 研究開発・投資に対する継続的な支援の実施

- 半導体企業が国際競争力維持・強化を図るには、数千億円単位の研究開発・生産設備への投資を継続して実施することが必要不可欠であり、引き続き支援を継続すること。
- 半導体企業の新たな投資や活動に必要となる用地の確保、工業用水や電力の確保、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の拡充による排水処理施設の整備及び周辺道路整備への支援など、自治体と連携し、半導体企業や関連企業の活動しやすい環境整備を進めること。

2 半導体関連人材の育成と確保

- 半導体人材の育成・確保に向けて、中長期的視点から国内の半導体人材の絶対数を増やすため、いわゆるSTEAMに係るカリキュラムの初等・中等教育への積極的な導入支援を行うとともに、自治体や大学などが取り組む総合的な半導体人材の育成・確保などへの支援を行うこと。
- 地方において半導体の研究開発や半導体に関わるカリキュラムを行っている大学や高等専門学校に対し、教授等の増員や学生の定数増、半導体研究・製造設備への財政支援など、高度人材の育成環境を整備するための財政支援を継続すること。
- 外国人を含む高度人材の確保・定着のため、自治体が行う環境整備(住宅、生活、教育など)への支援を行うこと。

【提案先省庁：文部科学省、経済産業省、国土交通省】

1 経済の好循環 (3)生産性の向上 ⑥半導体産業に対する支援

課題

- 最先端半導体の製造には、用地、排水処理、電力の安定的かつ安価な供給、周辺の道路整備が求められており、継続的かつ安定的に財源を確保する必要がある。
- 特に大量の水を使用するため、排水処理については、新たに施設を整備するのに多大なコストがかかりことから、支援の継続が必要である。
- また、半導体企業の競争力の維持・強化を図るためにには、企業活動を下支えする物流の効率化・円滑化も重要であり、生産拠点や関連企業の規模拡大・集積に伴って増大する交通需要に対応した道路整備が必要である。
- 国内の半導体関連産業の国際的な競争力を維持・向上していくためには、中長期的な視点で半導体関連の幅広い世代における人材確保・育成が必要である。

目指す姿

- 産学官が連携したエコシステムの構築が必要である。

人材の確保・育成（世界中から広島へ） 外国人の生活・文化・住居支援、観光学園、インターナショナルスクール等



1 経済の好循環

(3)生産性の向上 ⑦生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定について

- 食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、条件不利な中山間地域においても、収益性の高い農業経営を実現し、将来にわたって持続可能となるよう、スマート農業や経営力の高い担い手の育成など、基本法が掲げる基本理念の実現に向けた具体的な施策の検討を進めること。
- 持続可能な食料供給の実現に向けては、食料安全保障政策の実効性を確保する観点から、水田の畠地化の促進や鶏ふん堆肥などの地域資源の利用拡大を進めるなど、輸入依存から国内生産の拡大を強力に進める計画とすること。
- 併せて、適正な価格形成の実現に向けては、食料の持続的な供給に要する合理的な費用負担の必要性について国民理解の醸成を進め、国産農林水産物の積極的な選択など、消費者の行動変容を促す取組を一層推進すること。

現状/広島県の取組

○ 本県は、令和2年の経営耕地面積に占める中山間地域の割合が90%と全国1位である。

○ 県では、令和3年に策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」に基づき、地域の核となる企業経営体の育成や、スマート農業の実装による生産性向上等を通じて、全国の中山間地域をリードする「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を目指し、施策を推進している。

★経営体の育成を最重点に据えた施策の展開

～経営発展プロセスに応じた農業経営者学校(H23～)

★飛躍的な生産性向上を目指したスマート農業の推進

～中山間地域に対応した実装モデルの構築(R3～)

課題

- 国においては、「食料・農業・農村基本法」の改正を受け、基本法に示された基本理念の実現に向け、取り組むべき事項を示した「食料・農業・農村基本計画」を策定することとしている。
- 中山間地域の割合が高く、平坦な農地を利用した水稻、麦、大豆等の大規模経営は難しいことから、土地条件に適した生産性の高い農業を振興していく必要がある。
- また、輸入依存からの脱却に向け、国内資源の有効活用のための体制整備や取り組みへの支援の拡充が必要である。
- 加えて、生産コストの国産農畜産物への価格転嫁は十分に進まず、将来を見据えた食料安全保障の強化に向けた農業生産基盤の確保、持続可能な農業生産の実現が困難な状況になっている。

1 経済の好循環

(3)生産性の向上

⑦生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

2 農業生産基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

- 農業従事者の減少が大きい中山間地域に多くの農地が所在する本県においても、担い手がスマート農業技術を活用しながら生産性を高めることができる農業生産基盤の整備、また農業経営を持続するための施設の機能保全対策等が可能となるよう、物価高騰などの影響を踏まえたうえで、必要な予算について、確保すること。

3 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

- 農地中間管理機構が、地域計画の実現に資する農地の集積を着実に遂行するため、これまでに集積した農地の管理等、増加する業務に耐えうる体制に必要な予算を確保し、国庫補助率を維持すること。

4 持続可能な水産業のための対策の実施

- 瀬戸内海における水産資源の増大に向け、漁場環境の改善を図るために、環境変化に適応した藻場の再生方法など中長期的な対策を具体的に示すとともに、その実現に必要な予算を確保すること。また、カタクチイワシなどの資源管理の推進にあたっては、漁業者や自治体の意見を踏まえて、沿岸漁業の実情に適したものとすること。
- ミズクラゲは、瀬戸内海で広く大量発生していることから、広域的な移動追跡調査や関係府県による情報共有の仕組みづくり、大量発生の要因解明や効果的な駆除方法の検討について、国の研究機関が中心となって、関係府県間で取り組める体制を整備すること。

【提案先省庁:財務省、農林水産省、水産庁】

2 農業生産基盤の整備に必要となる 農業農村関係予算の確保

現状/広島県の取組

- 広島県の農地は、区画が小さく、ため池など小規模な水源が多いいため現状のままでは生産性の向上が難しい状況にある。
- このため、区画整理や排水対策等農業生産基盤の整備に取り組み「品質と収量の確保」と「生産経費の削減」に取り組んできた。
- こうした整備を契機として、県内外から担い手が定着し、順次、経営規模を拡大するなどの効果が発現している。

農業農村整備事業（大区画化、排水対策など）を契機として実現された生産性の高い農業生産



1 経済の好循環 (3)生産性の向上 ⑦生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

課題

- 高齢化等による担い手の減少に対応するため、スマート農業等の導入による生産性の向上を図るため、再整備を含めた農業生産基盤の整備による環境整備が必要である。



- 農業用施設の劣化による突発事故が増加している。こうした事故の未然防止と管理の省力化への対応が必要である。



3 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

現状/広島県の取組

- 農地中間管理事業の開始当初は集落営農法人の新設及び規模拡大に関連した活用がほとんどを占めていたが、近年は農業参入企業、認定農業者及び認定新規就農者の活用が増加している。
- これらの経営体は園芸品目を導入する場合が多く、担い手不在で農地の遊休化が進む地域に、園芸品目を生産する新たな担い手が参入することで、土地生産性が向上し、新たな雇用の創出によって経営発展につながっている。

【機構を活用した園芸用農地の集積(ha)】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
単年度集積面積	1	30	39	53	75	52	80	39	66	66
累計	1	31	70	123	198	250	330	369	435	501

1 経済の好循環 (3)生産性の向上 ⑦生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

課題

- 賃借料金の徴収及び支払業務について、賃借料金の回収遅れへの対応、相続による振込口座の凍結や住所変更による郵便物の還付、支払えなかつた賃借料金の供託等、多様な業務が増加している。
- 令和7年度以降は地域計画の実現に資するとされた権利移動はすべて機構を通じた手続きとなるため、取扱件数の大幅な増加に加え、農地の管理状態に関する苦情への対応の増加、さらには、様々な貸付者及び借受者が対象となることにより、対応が多様化する懸念など、機構にかかる負荷の増大が想定される。

【年度別賃借料金支払状況】



現状／広島県の取組

- 水産資源の増大に向け、次の取組を行っている。
 - ・地先定着魚種の漁獲サイズ規制や禁漁日の設定など漁業者による資源管理と種苗放流による資源の添加
 - ・魚の餌場や住みかを確保するため、計画的な藻場造成の整備と併せ、有機物の堆積した底質の改善を図るため、海底耕うんを実施するとともに、その効果の検証
 - ・下水道の緩和運転による栄養塩類の増加と水産資源の回復との関連性を確認するため、カキ、アサリを対象とする実証試験の実施
- また、漁業者の所得向上を図るため、ICTを活用して、小型底びき網漁においては、水中障害物情報等の共有による操業リスクを回避し、小型定置網漁においては、遠隔監視等による操業の効率化を図るための検証を行っている。

課題

- 既存の藻場の消失など、気候変動が漁場環境に影響を与えていることが想定されるため、より広範な環境要因に着目した抜本的な漁場改善対策が必要である。
- 国においては、カタクチイワシについて、TACによる資源管理の取組が検討されており、瀬戸内海関係府県とも連携した取組となるよう、国が主体的な調整機能を果たすことが必要である。
- 近年、瀬戸内海中央部において、ミズクラゲが大量発生し、漁業に大きな影響が出ていることから、本県では、専門家の助言を受けながら、ポリープなどの発生源調査や、ICTを活用した効果的な駆除方法の検討を令和5年度から始めているが、瀬戸内海関係府県とも連携した取組が必要である。



1 経済の好循環

(3) 生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっている。G7広島サミットを契機とした広島の存在感の高まりを活かしつつ、大阪・関西万博等を見据えた更なる誘客に向け、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化が急務である。

1 観光地経営を実際に実行しているDMOを含む地方の観光振興施策に、 自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に 地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って いくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられているTID制度を参考に、次の点を踏まえ、地域再生エリアマネジメント負担金制度の制度改正を行うこと
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務は、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県または地域公共団体の組合が事務主体となるよう制度を拡充すること
 - ・ 活動期間が5年を超える場合にも制度を活用できるよう更新手続きを規定すること

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

現状

1 経済の好循環 (3) 生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。
※1：登録DMO：282法人、候補DMO：57法人が登録を受けている。(2024年3月現在)
- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した。2023年は、前年を大幅に上回ったものの、2019年の水準には達していない。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移（出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」）

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数（人）			2023年 /2019年 (%)	2023年 /2022年 (%)
		2019年	2022年	2023年 (速報値)		
せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	461,410	3,508,720	79.7%	760.4%
山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	23,310	124,740	43.2%	535.1%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	16,502,920	114,336,090	98.9%	692.8%

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2024年度は約402億円の予算が計上されているが、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度に関するガイドラインを改正したが(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

関係法令の施行

- 國際觀光旅客稅法が成立し、2019年1月7日から國際觀光旅客稅の徵收^(※3)を開始

※3:日本から出国する旅客(國際觀光旅客等)から徵收(出国1回につき1,000円)。2023年度は約197億円を予算計上。

◆ 國際觀光旅客稅法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に國際觀光旅客稅の稅收を充当。

①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

②我が國の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

③地域固有の文化、自然等を活用した觀光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徵收。

②受益者から徵收した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。

③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※4)の分担金を徵収し、観光地経営を実施。

※4:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID:Business Improvement District ビジネス改善地区

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID:Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徵収する制度

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上で課題

①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。

②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。

③DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。

④構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 國際觀光旅客稅の使途についての課題

①國際觀光旅客稅のうち、觀光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。

②その内容も、人材育成支援といった側面支援的で、DMOの自由度が低いものとなっており、觀光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上で課題

①市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。

②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降東京圏から地方への転出入均衡を目標に掲げ取組を実施しているが、近年東京圏への転入超過は拡大している。本年1月には、民間有識者で構成する人口戦略会議から「多極集住型」の国土づくりの重要性が提言されたところであり、こうしたことを踏まえ、国においては地方への人材の還流を進めるため、より一層の取組の展開を求める。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
 - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
 - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

- 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し地方の魅力や、東京一極集中の弊害を発信することで、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

2 人口減少対策 (1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

3 企業の移転促進に向けた調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

4 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

5 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

国への提案事項

6 社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更

- 総務省が毎年1月末頃に公表している「住民基本台帳人口移動報告」の報告書においては、日本国内の移動に係る内容のみが掲載され、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていないため、社会動態の全体を表しておらず、報告書として社会に誤解を与えることから、社会動態全体を表した報告に内容を改めること。

7 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

- 全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「Uターンの状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な仕組を構築すること。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

2 マスメディア等を活用した地方志向への価値観の転換

現状／国・広島県の取組状況

○ 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

【参考】国の主な取組

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 地方大学・産業創生法
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ)
- ・ デジタル人材地域還流戦略パッケージ
(地方創生起業支援金・地方創生移住支援金) 等

○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- ・ 県外学生等に対するUJターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

課題

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2023年における東京圏への転入超過数は12.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2020年度以降、拡大し続け、2023年は1万人を超える水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツが多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させている可能性がある。

3 企業の移転促進に向けた調査・分析

4 地方移転を促進するインセンティブの構築

現状／国の取組状況等

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約28%が東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)に所在。
- ・ 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いている。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和6年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施設に追加
- ・ 税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ・ 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

現状／広島県の取組**○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置**

- ・潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和6年2月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	101,591	25,429
広島県	3,487	866(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2,074件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和6年2月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
補助件数(常勤雇用)	20	33	34	40	53	39	41	47	307
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	15	126
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	31.9%	41.0%

令和2～4年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移した一方、令和5年度は減少したことから、コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約11万人(令和5年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

6社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更

7 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

現状**○ 社会動態全体に即していない結果の公表**

- ・住民基本台帳人口移動報告の報告書は、国内移動の内容のみが掲載され、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていないものとなっている。
- ・これによると、「転出超過数は広島県が最も多く、最も拡大」となっている。
- ・一方で統計表の一つである参考表には、国外からの転入者及び国外への転出者が掲載されており、この数値を含めると、本県の令和5年の結果は、355人の転入超過で、全国26位となっている。
- ・このように、現在の報告書は社会動態全体を表したものになっておらず、社会に誤解を与える内容となっている。

○ 人口移動理由の分析の必要性

- ・本県では、以前から、窓口での転出入手続き時に移動理由を把握するための独自調査を行っている。
- ・法令で定めのない独自調査であるため、回収率が低迷している。加えて、昨年からマイナポータルを通じたオンラインによる転出届が可能となったことから、さらに回収率が低下している。
- ・また、同様の独自調査を実施している都道府県が少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

2 人口減少対策
(1) 東京一極集中のは是正**課題**

- 住民基本台帳ネットワークシステムで外国人も対象となっている以上、国内移動のみならず、報告書には、国外移動も含めて社会動態全体の状況を示す必要があると考える。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析して各自治体が実施する施策に反映させる必要がある。

2 人口減少対策

(2) 子ども・子育て

国への提案事項

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 妊娠期から子育て期の相談・支援について、利用者に寄り添った場になるよう、子ども・子育て交付金の「利用者支援事業」を、施設改修や職員の研修・意識変容などに活用できるよう、補助対象業務を拡充すること。

2 子供の予防的支援の推進

- 「こどもデータ連携実証事業」の全国展開に向けて実証事業を継続し、効果検証や成果の見える化を行うとともに、予防的な支援に関わる職員の育成等について支援を検討すること。
- 要支援児童ではないが、データ分析の結果などにより虐待などのリスクが高い可能性のある児童に関して、要保護児童対策地域協議会を経なくても個人情報の共有が関係機関と可能となる簡便な制度を検討すること。

2 人口減少対策 (2) 子ども・子育て

国への提案事項

3 幼児教育・保育の完全無償化

- 少子化への対策として、就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。

(概要)

- 保育料の無償化は国の責任と財源において全国一律に実施すべきものである。
- また、国による完全無償化が実現されない中、待ったなしで進行する深刻な少子化に歯止めをかけるための有効な施策の一つとして、地方が危機感を持ち、自らの財政負担で無償化を実施する場合については、その意義を踏まえ、こうした自治体に対し、当該経費の一部について国として財政的支援を行うこと。

令和6年度から実施	県内の複数の市町において、更なる保育料の負担軽減の拡充を計画 (予定市町) 府中市、神石高原町(0~2歳児完全無償化) 広島市(第3子以降無償化、第2子を半額) 三原市、尾道市、福山市(0~2歳の第2子以降無償化) 廿日市市(0~2歳の第1子を半額)
-----------	--

4 保育施設整備に係る財政支援

- 各市町の子ども・子育て支援事業計画(第2期:令和2~6年度)に基づく保育施設整備に係る必要な財源を着実に措置すること。また、次期計画(第3期:令和7~11年度)の策定にあたり、少子化を見据え施設の統合等を進める地域がある一方で、0~2歳児の保育料の無償化やこども誰でも通園制度(仮称)の実施に伴い保育需要が高まる地域も想定されることから、地域の実情に応じた施設整備や改築に必要な財源を確保すること。

【提案先省庁: デジタル庁、こども家庭庁】

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

2 子供の予防的支援の推進

現状／広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- ひろしまネウボラとして、県内18市町において補助事業を実施しており、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、面談回数の増加、医療機関や保育所等との情報連携を推進し、ポピュレーションアプローチによるリスクの早期把握・早期支援に取り組んでいる。
- 国は、妊娠期から子育て期の相談・支援について、主に子ども・子育て支援金の利用者支援事業として実施している。

【子供の予防的支援の推進】

- モデル4市町において補助事業を実施しており、こどもの育ちに関する様々なデータを集約・分析し、潜在的に虐待リスクがあるこどもや家庭に対し、予防的な支援を継続的に行ってい る。
- 国は、令和4年度からこどもデータ連携に係る実証事業を開始し、令和5年度はこども家庭庁が主体となり本県を含む14団体で実施した。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 利用者が相談する施設が事務的であり、安心して相談できる場に改修する必要があるが、施設整備に関する補助が開設準備に限られており、補助上限額も十分ではない。
- 利用者に寄り添った対応を全ての相談員が統一的に行うためには、専門知識の研修だけでなく、職員による理念、行動指針等の理解や意識・行動の変容のための継続的な働きかけが必要である。

【子供の予防的支援の推進】

- データ連携やシステム開発には多額の費用が必要であり、市町単独で実施するのは財政的に難しい。
- 予防的な支援は、通常の虐待対応と異なり、問題が発現していない家庭への関わりがあるため、職員の育成等が必要。
- 個人情報の保護の観点から、潜在的に支援が必要と考えられる児童を要支援児童として管理しているが、事務負担が生じており、要対協を経ないより簡便な制度が必要である。

3 幼児教育・保育の完全無償化

4 保育施設整備に係る財政支援

現状／広島県の取組

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 0歳から2歳までの保育については、利用人数が限定的であることなどを理由に、国のことども政策強化の動きの中でも拡充は見送られたことから、近年、独自に減免や無償化を実施する市町が増えている。
(ただし、住民税非課税世帯の子供は、既に0～2歳児も無料である。)

【保育施設整備に係る財政支援】

- 就学前教育・保育施設整備交付金について、従来は年5回協議の機会が設けられていたが、令和6年度は第1回協議で申請額が予算の上限に達したため、第2回以降の協議は行わないと事務連絡が国からあり、第2回以降の協議を予定していた各施設への交付金配分が行われない見込となっている。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課題

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 新規需要の掘り起しへなるため、新たな保育施設の整備、更なる保育士確保が必要となる。
- 施設整備に係る国予算について、十分に確保する必要がある。

【保育施設整備に係る財政支援】

- 施設整備に係る国の交付金が措置されなければ、保育の需要予測に係る各市町の子ども・子育て支援事業計画が実施できず、待機児童が発生する可能性がある。

2 人口減少対策

(3) 教育の充実

国への提案事項

1 児童生徒と向き合う時間の確保

- 児童・生徒と向き合う時間を確保するために、教職員定数の拡充やスクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。
- 産・育休代員の前倒し措置について、加配措置の対象期間を拡充すること。また、加配措置の対象を高等学校及び特別支援学校の教職員まで拡充を図ること。

2 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう更なる教育費負担の軽減を図ること。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

- 保護者のニーズに対応した支援を行うに当たり、令和6年度に実施される医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究の結果を踏まえ、医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の更なる充実を図ること。

4 公立学校施設整備の促進

- 老朽化が進行している施設の整備を促進するために、小中学校等については、長寿命化改良事業の補助要件の緩和等、更なる制度の拡充を行うとともに、長寿命化改修後30年程度経過した施設の改築についても補助対象とすること。また、高等学校については、長寿命化改修後30年程度経過した施設の改築についても地方財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

1 児童・生徒と向き合う時間の確保

現状／広島県の取組

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 国の法改正等を踏まえ、令和2年3月に条例・規則の一部改正等により、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則月45時間、年360時間以内と定めるとともに、学校における働き方改革取組方針を改定し、上限の範囲内とすることを目指して取組を推進している。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
- 国の加配措置を活用して、5月から7月までの期間に産休・育休を取得することが見込まれる小学校、中学校、特別支援学校(小・中学部)の教員の代員について、年度当初から前倒しで任用している。

＜月45時間超の教員数及びその割合＞

年度	R1元	R2	R3	R4	R5※
県立学校	延べ 19,896人 (34.5%)	延べ 12,727人 (22.4%)	延べ 11,524人 (20.4%)	延べ 11,326人 (20.3%)	延べ 10,988人 (19.9%)

※ 令和5年度は、4月から2月までの実績値に、過去実績を踏まえた3月の見込時間を加えた推定値

2 人口減少対策

(3) 教育の充実

課題

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 学校における働き方改革を推進するとともに、児童生徒の多様な興味・関心や能力、適性等に対応した個別最適な学びを推進していくために、教職員定数の一層の拡充が必要である。
- 教員の職務内容は、授業のほか、生活指導や進路指導、さらには地域や保護者への対応など多岐に渡っており、負担軽減を図るために、教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
- 産・育休代替教師確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産休・育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校(小・中学部)の教員に限られており、更なる代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種の拡大が必要である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)

中学校における部活動指導員の配置支援

現状／広島県の取組**【学びのセーフティネットの構築】**

- 広島県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国の交付要綱及び取扱いに基づき、非課税世帯及び生活保護世帯の保護者に授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金(広島県高校生等奨学給付金)を支給している。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 通学中の医療的ケアを理由にスクールバスが利用できず、保護者送迎により通学している県立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支援(登下校時の送迎車両への看護師の配置)を実施している。

【公立学校施設整備の促進】

- 広島県の公立学校においては、経年により施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化改修に取り組んでいくが耐用年数に近づいている学校施設が増えている。

参考:建築後60年以上かつ内部改修後30年以上経過する県立学校施設

年度	R5	R10	R15	R20
施設数	9棟	43棟	89棟	157棟

※県立学校 全866棟

課題**【学びのセーフティネットの構築】**

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう「奨学のための給付金」については、所得制限の緩和や給付額の改善など制度の充実が必要である。
- 特に非課税世帯の全日制又は定時制の生徒においては第1子と第2子以降の支給額に差があるため、区別なく第2子以降の給付額とともに多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図るため給付要件の見直しが必要である。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 登下校時の送迎車両に通年で看護師を配置する場合、多額の費用を要することから、保護者のニーズに対応した支援を行うためには、安定的な財源確保が不可欠である。

【公立学校施設整備の促進】

- 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることから、更に多額の工事費が必要となると見込まれる。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金